

介護保険で 始まること 変わること

◆専業主婦など、40歳以上で夫に扶養されているような人は、直接の保険料負担はありません。

これは、医療保険に加入しているサラリーマン全体で、扶養されている人(妻など)の保険料分を負担することになっているためです。

◆サラリーマン個人が支払う保険料のうち、半額は事業主が負担します。

・国民健康保険に加入している人

国民健康保険税(料)と合わせて支払います。横芝町の場合、国民健康保険税として、平成12年6月から平成13年1月までの8期に分けて(一括も可)支払います。

■国民健康保険の場合、所得や資産などに応じて保険料が決まります。

つまり、所得や資産に応じて、保険料が高くなったり低くなったりします。

■国民健康保険の加入者が支払う保険料のうち、半額は国が負担します。したがって、実際に支払うのは、算定された金額の半分を、国民健康保険税(料)と一緒に支払います。

40歳以上の人は 保険料を払います。

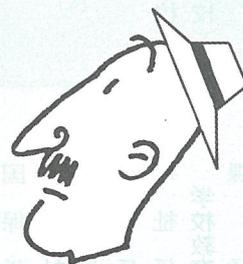
介護保険は、高齢社会が抱える介護の問題を社会全体で支える制度で、40歳以上の人が入会し保険料を払います。

保険料は、①65歳以上の人と②40歳から64歳までの人では、金額も支払方法もちがいます。

●65歳以上の人(第1号被保険者といいます。)

●年間18万円以上の年金を受給している人は、年金から天引きされます。

●それ以外の方は、役場から納入通知書が送られますので、役場や銀行等で個別に支払います。



年間18万円以上の年金を受給している人は年金から天引きですが、このうち、年度の途中で65歳を迎えた人は、誕生日から、翌年度の9月分までは、天引きではなく、納入通知書による個別払いになります。

●40歳から64歳までの人(第2号被保険者といいます。)

現在支払っている医療保険料と一括して払います。

・健康保険・船員保険・共済組合に加入している人

医療保険料と一緒に給料から天引きされ、平成12年4月分から支払いが始まっています。

